

【アンケートへのご協力をお願い】

このアンケートは

このアンケートは、新潟市にお住いの特別支援学校・特別支援学級に在籍しているお子さん・通級指導教室を利用しているお子さんが、将来にわたり安心していきいきと暮らしていくためには、どのようなことが必要かを調査するものです。

この調査では、お名前をご記入いただくことはありません。アンケートでいただいたご意見は、これからの福祉施策を推進するための基礎資料としてのみ活用いたします。

お忙しいところお手数をおかけしますが、アンケートの趣旨にご理解いただき、回答にご協力いただきますようお願いいたします。

アンケートをお願いする方

今回、アンケートをお願いする方は、新潟市の特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童・生徒、通級指導教室を利用している児童・生徒の中から、学年やお住まいの区などが均一になるように抽出された方です。

アンケートの回答は原則として保護者さまにお願いしますが、必要に応じてお子さんと相談していただいても結構です。

集計結果の公表・活用

アンケートの集計結果は、新潟市障がい児福祉計画を策定するための基礎資料として活用し、また計画を策定するための会議等の中で公表させていただきます。

回答方法及び期限

このアンケート用紙に直接ご記入いただき、平成29年7月14日(金曜)までに、各特別支援学校・特別支援学級の担任、通級指導教室の担当者に古封筒などに入れてご提出ください。

このアンケートの問い合わせ先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

新潟市こども未来部こども政策課企画管理係 ・ 025-226-1193

問4. お子さんは福祉サービスを利用していますか。また利用したことがありますか。

ア. 利用したことがある⇒問4-2へ

イ. 利用したことがない⇒問4-3へ

※ここでいう福祉サービスは次のようなものを指します。

- 短期入所：家族が病気などに際し、短期間、施設に宿泊するサービス
- 児童発達支援：就学前のお子さんが専門的な療育や訓練を受けるために通うサービス
- 放課後等デイサービス：放課後や夏休みなどに、療育の場（日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等）として通うサービス

問4-2. 利用している（していた）福祉サービスは何ですか？

ア. 短期入所

イ. 児童発達支援

ウ. 放課後等デイサービス

エ. 日中一時支援

オ. 移動支援

カ. 行動支援

キ. その他

--

問4-3. 「イ. 利用したことがない」を選んだ方にお聞きします。それはなぜですか。

ア. 福祉サービスを知らない、または良くわからない。

イ. 福祉サービスは知っているが、利用する必要がない。

ウ. 必要性は感じているが、使い勝手や利用料の面などから利用していない。

エ. その他

--

問5. 学校にお子さんが通う上で、あなたが求める福祉サービスを教えてください。

- ア. 障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮
- イ. 障がいや発達課題などに合わせた環境の整備
- ウ. 送迎など、通学のサポート
- エ. 学習支援や介助など、学校生活のサポート
- オ. 生活訓練や職業訓練など、専門的な指導
- カ. 投薬や^{かくたん}喀痰吸引など、医療的なケア
- キ. 福祉サービス事業所など、外部の支援機関とのお子さんの支援についての情報共有
- ク. その他

問6. お子さんが学校を卒業した後の日常生活又は社会生活を送るために、どのような支援が必要だと思えますか。(自由記述)

問7. アンケートの項目になかったが、お子さんやあなごが暮らしやすいまちをつくるために必要なもの、その他ご意見やご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。(自由記述)

問8. お子さんの現在のお住まいの区はどこですか。

- | | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 1. 北区 | 2. 東区 | 3. 中央区 | 4. 江南区 |
| 5. 秋葉区 | 6. 南区 | 7. 西区 | 8. 西蒲区 |

問9. お子さんの学年を教えてください。

小学校（1年・2年・3年・4年・5年・6年）

中学校（1年・2年・3年）

問10. お子さんの障がいや発達課題について教えてください。

問1 1. お子さんが利用している学びの場を教えてください。※（ ）内も○をつけてください

ア. 特別支援学校

(普通学級・重複学級)

イ. 特別支援学級

(知的障がい・自閉症 情緒障がい・肢体不自由・病弱・弱視・難聴)

ウ. 通級指導教室

(言語障がい・発達障がい・難聴)

問1 2. お子さんが交付を受けている手帳や受給者証の種類を教えてください。

ア. 身体障害者手帳

イ. 療育手帳

ウ. 精神障害者保健福祉手帳

エ. 通所受給者証

オ. 福祉サービス受給者証

カ. 交付を受けていない

問1 3. 新潟市では、障がいのある方への差別が解消され、誰もが安心して暮らせる「共生社会」の実現を目指すため「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を平成 28 年 4 月 1 日に施行しました。あなたはこの条例をご存じですか。

ア. はい

イ. いいえ

以上で質問は終わりです。最後に記入漏れがないか、もう一度ご確認ください。
ご協力ありがとうございました。